

介護付き有料老人ホーム フクC一田中 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、介護付き有料老人ホーム フクC一田中（以下「事業所」という。）において実施する指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設入居者生活介護等」という。）の事業の運営及び利用について必要な事項を定め、指定特定施設入居者生活介護等の円滑な運営を図る事を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を計画的に行う。
- 2 指定特定施設入居者生活介護等は、特定施設サービス計画又は介護予防特定施設サービス計画（以下「特定施設サービス計画等」という。）に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 3 指定特定施設入居者生活介護等の提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められた時には、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 4 指定特定施設入居者生活介護等の提供にあたっては、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 - 5 事業所は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、以下のとおりとする。

- (1) 名称 介護付き有料老人ホーム フクC一田中
- (2) 所在地 静岡県富士宮市田中町762番地の1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。（令和2年4月15日現在）

- (1) 管理者1名（常勤専従）
管理者は、事業所の従業者の管理及び指定特定施設入居者生活介護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員（常勤換算方法で、利用者数に対し100対1以上 「うち1人以上は常勤」）
生活相談員は、利用者又はその家族からの相談等に適切に対応し、社会生活に必要な支援

- (6) 機能訓練 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
- (7) 健康管理 常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための必要な措置を講じる。
- (8) 相談及び援助 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。
- (9) 利用者の家族等との連携 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定特定施設入居者生活介護等の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定特定施設入居者生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は、別紙料金表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる費用については、別に支払いを受けるものとする。

- (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用（別紙料金表のとおり）
- (2) おむつ代（別紙料金表のとおり）
- (3) 個別的な外出援助（別紙料金表のとおり）
- (4) 標準的な回数を超えた入浴を行った場合の介助（別紙料金表のとおり）
- (5) その他の希望により、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(居室について)

第8条 この事業所は、全室介護居室であり一般居室及び、一時介護室は設置していない。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 施設の利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、事業所の従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
- (2) 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出るものとする。
- (3) 利用者は、健康に留意するものとする。
- (4) 利用者は、清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

2 利用者は、施設内での次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
- (2) 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を行うこと。
- (3) けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- (4) 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 指定した場所以外の場所で火気を用いること。
- (6) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ちだすこと。

(緊急時などにおける対応方法)

第10条 指定特定施設入居者生活介護等の提供を行っている際の利用者の病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関及び利用者の家族等に連絡する等の措置を講ずる。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定め、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期的に従業者に周知するとともに、非常災害に備えるため、年2回の避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- ・虐待防止の為の対策を検討する委員会の開催等
- ・虐待防止の為の指針の整備
- ・虐待の防止の為の従業員に対する研修の実施
- ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、指定特定施設入居者生活介護等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等、高齢者を現に用語する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

(苦情処理)

第13条 管理者は、提供した指定特定施設入居者生活介護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため担当の従業者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族等に説明するものとする。

2 事業所は、指定特定施設入居者生活介護等の提供に関し、介護保険法第23条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護等に係る利用者からの苦情に関して、国民

を行う。

- (3) 看護職員 (常勤換算方法で利用者が30まで1以上「うち1人以上は常勤」)
看護職員は、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持に努めるものとする。
- (4) 介護職員・看護職員 介護職員・看護職員は合算にて3:1以上(要介護者3名に対して常勤換算にて1以上)。ただし、要支援者は10名対し常勤換算にて1以上。
介護職員は、指定特定施設入居者生活介護等の提供にあたる。
- (5) 機能訓練指導員 1以上(常勤兼務)
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行う。
- (6) 計画作成担当者 1(利用者数に対し100:1を標準)(常勤兼務)
計画作成担当者は、特定施設サービス計画等の作成等を行う。

(入居定員及び居室数)

第5条 この事業所の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

- (1) 入居定員 30人
- (2) 居室数 30室

(指定特定施設入居者生活介護等の内容)

第6条 指定特定施設入居者生活介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 特定施設サービス計画等の作成等
計画作成担当者は、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じ、解決すべき課題を把握し、利用者及び家族の希望を考慮したうえで、他の従業者とともにサービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画等の作成等を行う。特定施設サービス計画等は、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て交付する。
- (2) 介護
利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
- (3) 入浴
要支援の利用者 週2回、利用者の状態に応じて一部介助を行う。
入浴困難な状態のときは、清拭を行う。
要介護の利用者 週2回(一般浴)、週2回(特浴)利用者の状態に応じて一部又は全部の介助を行う。入浴困難な時は、清拭を行う。
- (4) 排泄
要支援の利用者 利用者の状態に応じ、排泄の自立のため一部介助を行う。
要介護の利用者 利用者の状態に応じ、排泄の自立のため一部又は全部の介助を行う。
- (5) 食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話 利用者の状態に応じて一部又は全部の介助を行う。

善を行う。

- 3 事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護等に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

- 第 14 条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
 - 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条 従業員の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
 - (2) 継続研修 年 2 回
- 2 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とするものとする。
 - 4 看護職員又は介護職員を他の従業員と明確に区分する為の措置として、従業員の制服を変える。
 - 5 指定特定施設入居者生活介護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合を除き、身体的拘束等を行わない。
 - 6 第 5 項の規定に関わらず、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、利用者の同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するとともに、解除に向けた検討を行うものとする。
 - 7 事業者は、この事業を行うため、特定施設サービス計画等、提供したサービス内容の記録、身体的拘束等に関する記録、市町村への通知に係る記録、苦情の内容等の記録、事故の関する記録その他必要な帳簿を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。
 - 8 この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、有限会社フリーウェイと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 15 日から施行する。

令和 3 年 4 月 1 日から改定施行する。

令和 4 年 9 月 1 日から改定施行する。

令和 5 年 12 月 1 日から改定施行する。

令和 6 年 10 月 20 日から改定施行する。